

第2次佐伯市子ども読書活動推進計画



令和4年9月
佐伯市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象

第2章 第1次計画における成果と課題

- 1 家庭における取組の成果と課題
- 2 地域における取組の成果と課題
- 3 保育所（園）・こども園・幼稚園における取組の成果と課題
- 4 学校における取組の成果と課題
- 5 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果について

第3章 第2次佐伯市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
 - （1）発達段階に応じた取組の充実
 - （2）読書への関心・意欲を高める取組の充実
 - （3）家庭・地域・学校等を通じた社会全体の取組
 - （4）読書環境の整備と充実
 - （5）読書活動の普及啓発活動の推進

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

- 1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体の取組
 - （1）家庭における子どもの読書活動の推進
 - （2）地域における子どもの読書活動の推進
 - （3）保育所（園）・こども園・幼稚園における子どもの読書活動の推進
 - （4）学校における子どもの読書活動の推進
- 2 読書環境の整備と充実
- 3 読書活動の普及啓発の推進

第5章 計画の数値目標と推進施策の効果的な実施に向けて

- 1 計画の目標数値
- 2 推進体制の整備
- 3 計画の進行管理

資料編

- 1 佐伯市子ども読書活動推進計画概要版
- 2 子どもの読書活動推進に関する法律
- 3 佐伯市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）は、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とうたっています。また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が明記されています。

これらを踏まえ、国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成30年には新たに「第四次基本計画」が策定されました。国の動きを受け、大分県においては、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画（おおいた子ども夢ライブラリー計画）」を策定し、令和2年3月には「第4次大分県子ども読書活動推進計画～読書だいすき大分っ子の育成をめざして～」を策定しました。

佐伯市では、国・県のこうした動きをうけ、平成27年3月に「佐伯市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。このたび、第1次推進計画の取組の成果や課題などを踏まえ、子どもの読書活動のさらなる推進を目指し、あらたに「第2次佐伯市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までのおおむね5年間とします。

3 計画の対象

本計画は、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象とします。

第2章 第1次計画における取り組みと課題

1 家庭における取組の成果と課題

家庭においては、読書に親しむ時間を作り、読み聞かせをするなど読書に親しむ機会を充実させることが大切です。そのための取組として、乳児健康診査時に絵本のプレゼントと図書館職員やボランティアによる絵本の読み聞かせをするブックスタート事業の実施や、市立図書館や児童館において、図書館司書、地域のボランティア、読み聞かせ団体による継続的な読み聞かせおはなし会やイベントの開催等を行いました。

今後は、より多くの保護者へ子どもの読書活動の意義や大切さを理解してもらい、家庭での読書活動が活発に行われるよう、保護者への啓発活動や、多様な媒体を活用した広報を行うことが求められます。

2 地域における取組の成果と課題

＜市立図書館における取組の成果と課題＞

子どもが本と出会い、読書を楽しむ場として、家庭や学校のほかに市立図書館、公民館、児童施設等があります。子どもの読書活動推進の中心的役割を担う市立図書館においては、定期的な紙芝居・絵本の読み聞かせ（毎週第2・4土曜日）を行うほか、様々な読書イベントを実施しています。平成28年には「佐伯図書館図書部」を創設し、中学生～大学生を対象に、選書や企画コーナーの設置、イベントの企画などの司書業務の体験活動を通して読書リーダーの育成を行いました。平成30年度には図書館で借りた資料が記録できる「読書通帳」を導入し、子どもの図書館利用及び読書意欲向上の促進を図りました。また、学校図書館との連携を強化し、学校図書館ボランティアに対し、支援を行うとともに、研修会（年2回）を実施しています。

図書館においては、様々な取り組みを行っていますが、さらに子どもの読書活動推進の取組を充実させていく必要があります。特に、読書機会が減少する中学生や高校生に対しては、図書館や本へ興味・関心を持ってもらえるようなイベントの開催、図書の充実、積極的な広報活動に取り組むことが重要です。

＜公民館や児童施設等における取組の成果と課題＞

地域の中で子どもと身近にある公民館や児童施設等においては、子どもがより利用しやすい環境づくりに取り組んできました。公民館では、「公民館図書室活性化事業」として、図書館と連携し、蔵書の整理や展示物の作成などを行いました。また、季節に応じた展示物の作成や子どもの興味を引くPOPの設置などを行っています。

児童施設等では、職員や地域の読み聞かせボランティアによる読み聞かせやおはなし会が通年行事として継続的に行われています。また、児童書などを配架し、子ども

がいつでも本に触れることのできる環境を整えています。

しかし、公民館や児童施設での取り組みはまだ十分とは言えず、子どもが気軽に本に親しむことができるよう、さらなる児童図書の充実や本を手に取りやすい図書室や図書コーナーの環境整備を行う必要があります。また、積極的な広報活動を行うことが重要です。

3 保育所（園）・こども園・幼稚園における取組の成果と課題

乳幼児期に多くの絵本や物語に触れることは、子どもが言葉を学び、創造力を高めるのに欠かせないことです。保育所（園）・こども園・幼稚園においては、職員による日常的な絵本や紙芝居の読み聞かせが行われており、それぞれの園で工夫した環境づくりがなされています。また、地域の読み聞かせボランティアによる読み聞かせやパネルシアターなどのおはなし会も行われています。

保育所（園）・こども園・幼稚園においては、様々な取組が行われていますが、スマートフォンやタブレットなどの電子機器の普及に伴い、乳幼児から電子機器を与えられることが増え、本を実際に手に取って読む機会が減ってきているという傾向があります。今後は、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが本に触れる機会を増やす取組を継続していく必要があります。

4 学校における取組の成果と課題

子どもが多くの時間を過ごす学校は、子どもの豊かな人間形成を促し、読書習慣を育んでいく重要な場です。市内の小中学校においては、朝読書、ビブリオバトル、ボランティアによる読み聞かせなど様々な取組を実施しています。また、学校図書館司書補を配置し、配置校を拠点として、全小中学校の学校図書館の支援を行っています。令和2年度には、全小中学校において図書台帳がデータベース化され、より利用しやすい学校図書館の環境整備を進めています。

学校においては、様々な取組を行っていますが、学年が上がるにつれ、読書離れが進む傾向があります。今後は、朝読書や読み聞かせ等の取組を継続実施するとともに、読書習慣を定着させる取組を行うことが大切です。また、学校図書館司書補、司書教諭、学校図書館担当者、学級担任が連携し、学校図書館を活用した授業実践をより充実させていく必要があります。

5 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果について

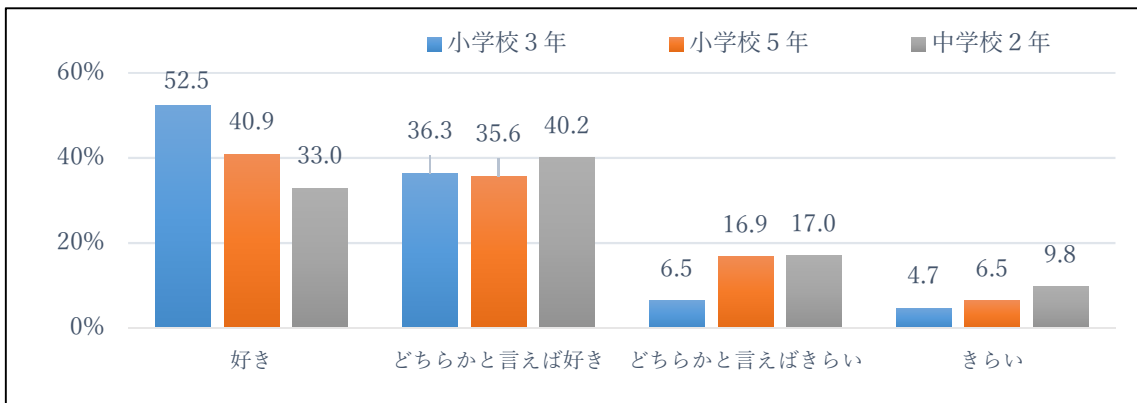
第2次推進計画の策定にあたり、本市における子どもたちの読書活動の現状を把握するため、令和2年10月に子どもの読書活動に関するアンケートを実施しました。

■調査期間 令和2年10月

■調査対象 佐伯市内の児童生徒 1,521人

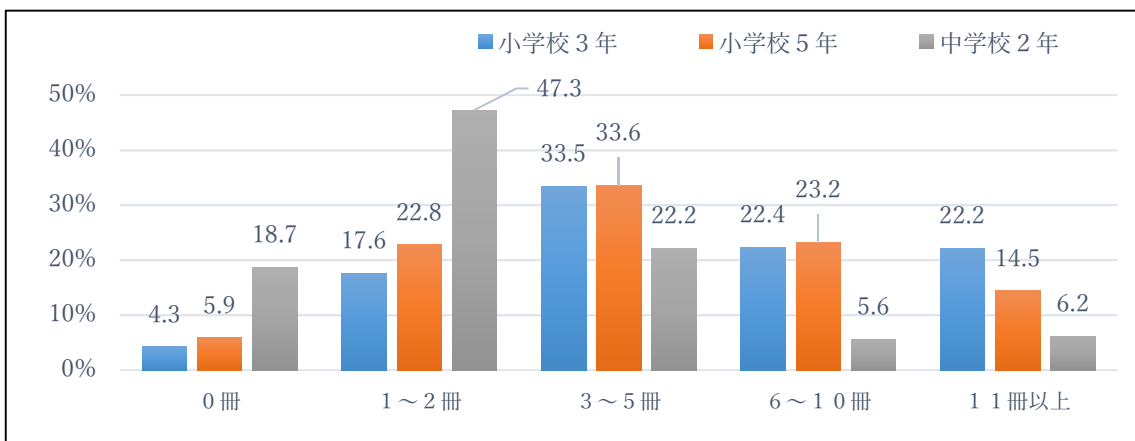
内訳：小学校3年生（510人）、小学校5年生（491人）、中学校2年生（520人）

【問1】 本を読むことは好きですか。



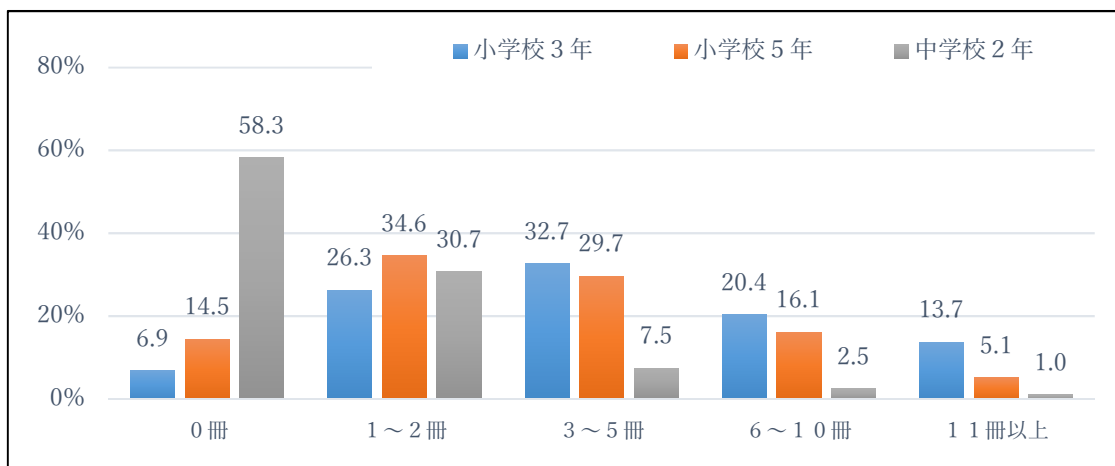
本を読むことが「好き」または「どちらかと言えば好き」と回答したのが、小学3年生88.8%、小学5年生76.5%、中学校2年生73.2%であり、全体的に見ると本を読むことが好きな子どもたちが多いことがわかります。

【問2】 1か月にどれくらい本を読みますか。



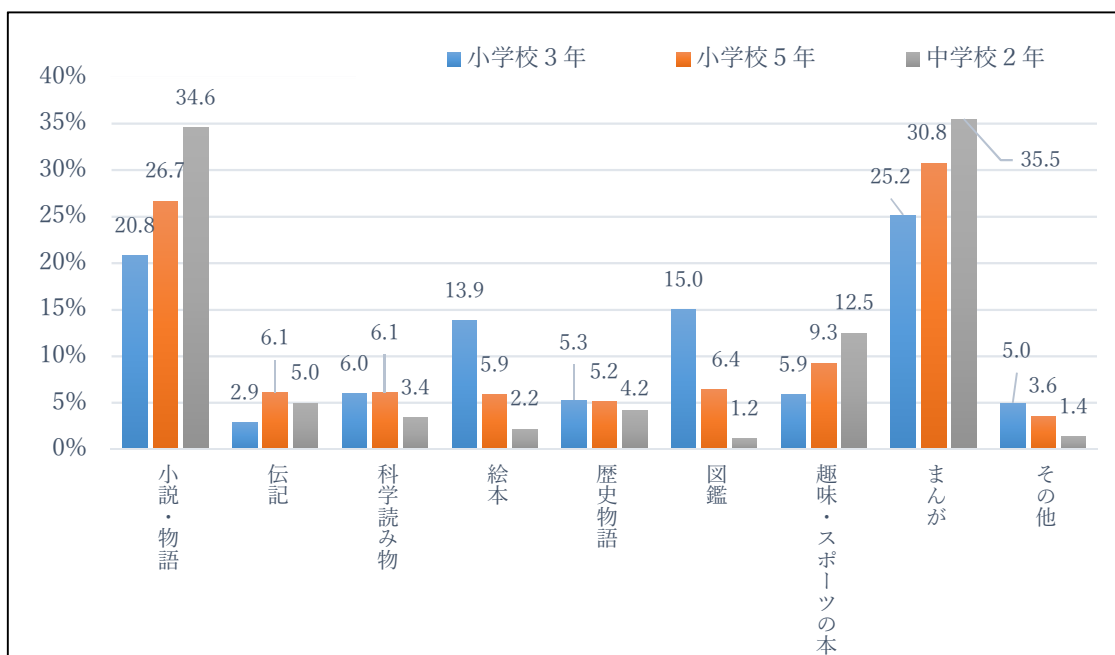
小学3年生、小学5年生では、3～5冊と回答したのがそれぞれ約30%と最も多く、中学2年生では、1～2冊と回答したのが47.3%と約半数を占めています。

【問3】学校図書館から1か月にどれくらいの本を借りますか。



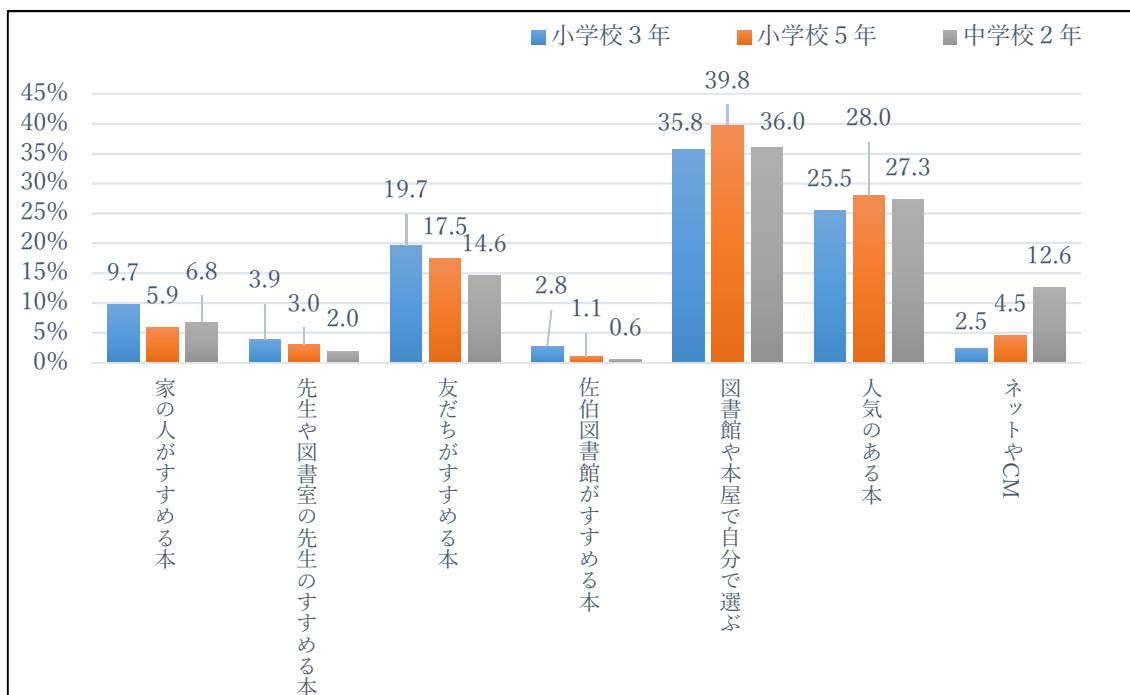
0冊と回答したのが、小学3年生及び小学5年生ではそれぞれ約1割程度であるのに対し、中学2年生では、58.3%と最も多くなっています。

【問4】どんな本が好きですか（2つ選択）



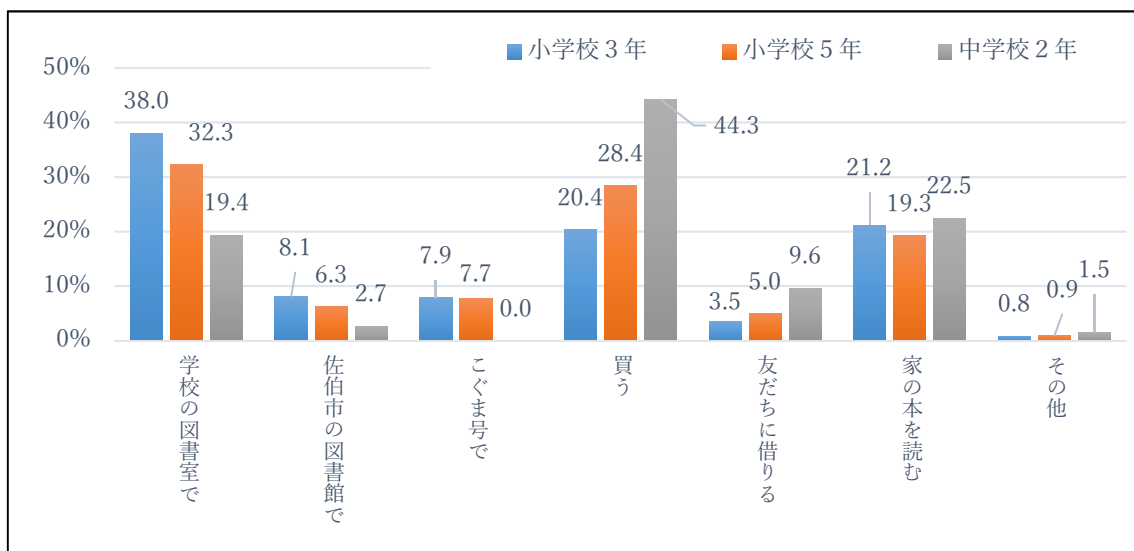
どの学年も「まんが」が好きと回答したのが最も多く、次いで「小説・物語」が多くなっています。

【問5】本をどのようにして選びますか（2つ選択）



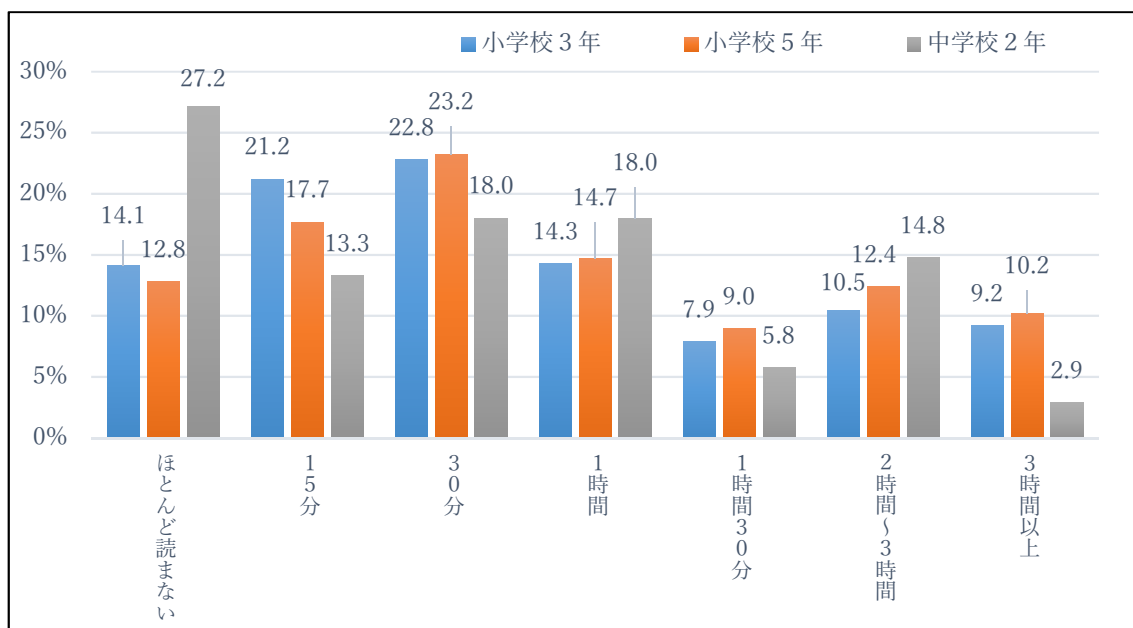
「図書館や本屋で自分で選ぶ」と回答したのがどの学年も約4割を占めており、主体的に本を選んで読もうとする子どもが多いといえます。

【問6】どのように本を手に入れますか（2つ選択）



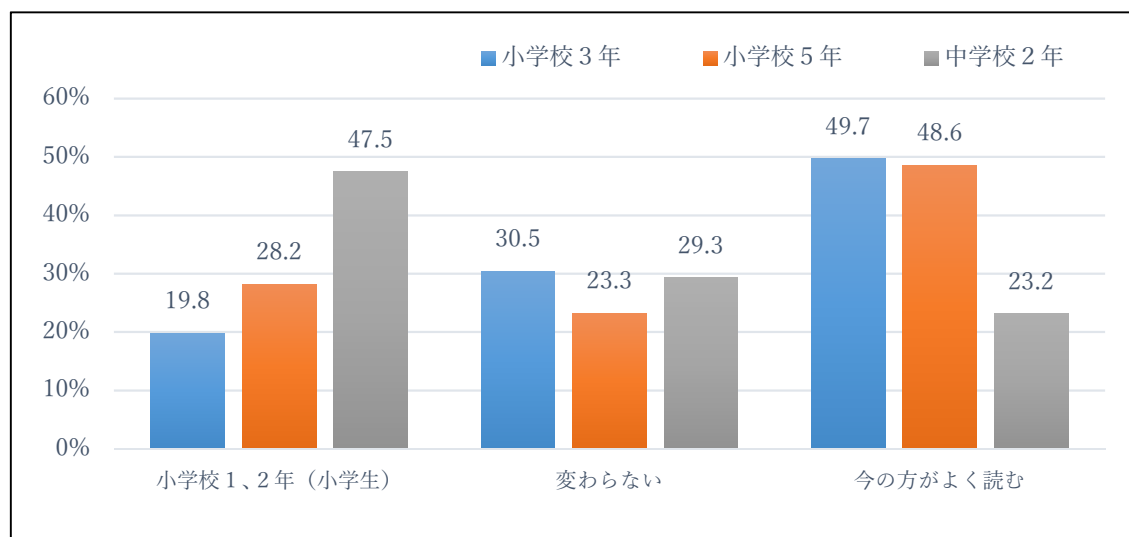
小学3年生、小学5年生では「学校図書館」と回答したのが最も多く、中学2年生では「買う」が44.3%と最も多く約4割を占めています。

【問7】 1週間で平均どれくらいの時間、本を読みますか。



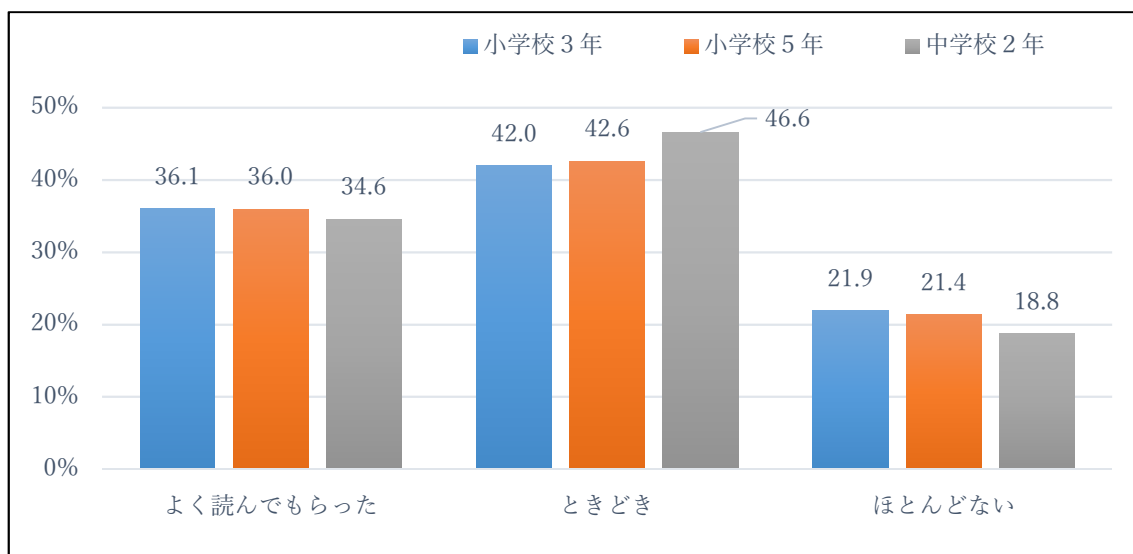
小学3年生、小学5年生では「30分」と回答したのが最も多く、中学2年生では、「ほとんど読まない」が最も多くなっています。

【問8】 小学校1、2年（または小学校）のときと今ではどちらが本を読みますか。



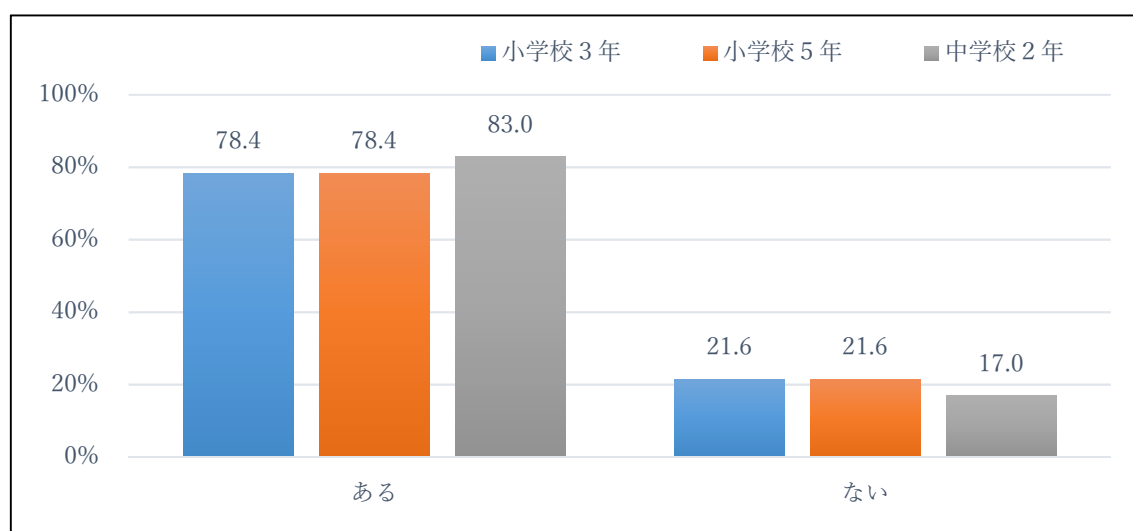
小学生3年生及び小学5年生では、小学1、2年生の時よりも「今の方がよく読む」と回答したのがそれぞれ約5割を占めています。対して、中学2年生では、小学生の時の方が多く読んでいたと回答したのが約5割を占めています。

【問 9】小学校入学前、親や大人に家で読み聞かせをしてもらった思い出はありますか。



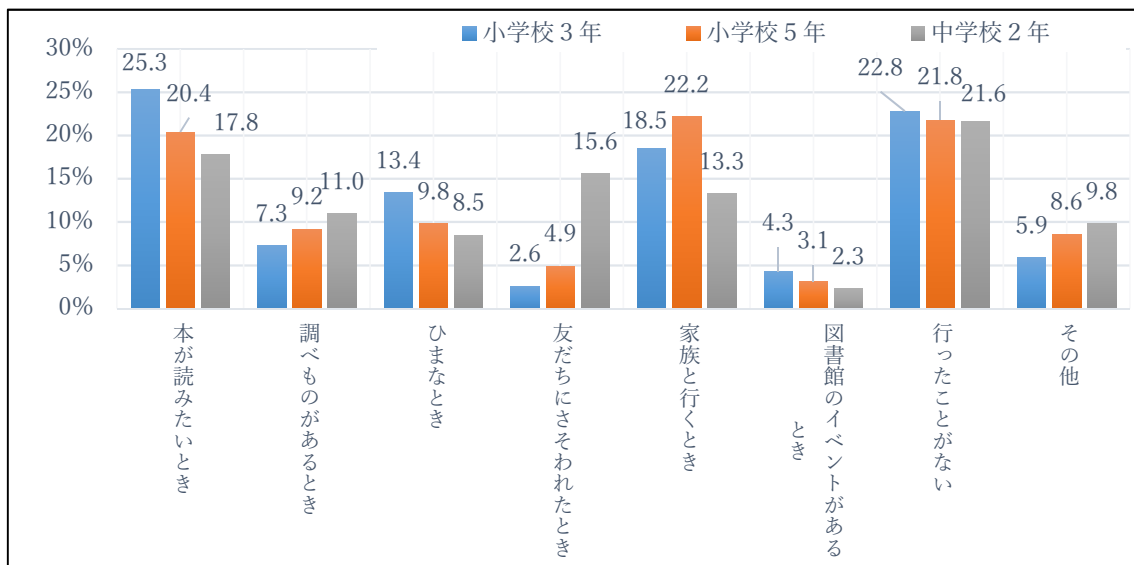
「よく読んでもらった」または「ときどき」と回答したのが、どの学年も約8割いました。多くの家庭で読み聞かせが多く行われているといえます。

【問 10】家族以外の人に読み聞かせてもらった思い出がありますか。



家族以外に読み聞かせてもらった思い出があると回答したのが、どの学年も約8割でした。多くの子どもが家族以外に読み聞かせをしてもらっていることがわかります。

【問１１】あなたが、佐伯図書館に行くのはどんなときですか。



図書館へ行く理由として、「本が読みたいとき」、「家族と行くとき」、「ひまなとき」と回答したのがどの学年も多くみられます。中学2年生では、「友だちにさそわれたとき」と回答したのが15.6%と、小学生に比べ高い割合になっており、友だち同士で図書館へ行くことが多いということがわかりました。また、図書館へ「行ったことがない」と回答したのが、どの学年も約2割いました。

◎アンケート結果まとめ

- ・どの学年も、全体的にみると本を読むことが好きな子どもが多いことがわかりました。
- ・小学生に比べ、中学生では本を読む冊数や読書をする時間が少なくなっていることから、中学生になると、勉強や部活で忙しくなることや、スマートフォン等の普及により生活環境が変化することで読書をする時間が少なくなっていると推測されます。また、学校図書館で1か月に借りる本が0冊と回答した中学生の割合が高く、中学生の読書への興味付けや読書時間の確保が今後の課題といえます。
- ・読み聞かせをしてもらったことがあるという子どもの割合が高く、多くの家庭や家庭以外で読み聞かせが行われていることがわかりました。一方、読み聞かせをしてもらったことがないと回答した子どもが約2割存在することから、保護者への読み聞かせの大切さや意義の普及活動、各施設での読み聞かせ活動の推進などに取り組む必要があります。
- ・佐伯図書館へ行ったことがないという子どもが約2割存在することから、より図書館や本に興味関心を持ってもらえるようなイベントの開催、図書の充実など子どもが足を運びたくなる環境づくりに取り組む必要があります。

第3章 第2次佐伯市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

子どもの読書活動の重要性を認識し、未来をつくる子どもたちへ「読書の楽しさ」を伝え、読書を通じて子どもたちが読解力や想像力、思考力、表現力等生きる基礎力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や心理を求めることができる読書環境づくりのために本計画を策定します。

2 基本理念

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、考える力や表現力を高め、創造力を豊かにするものです。読書を通じた体験や人とのつながりは、子どもたちに豊かな心と、めまぐるしく変わる時代を生き抜く力を育てます。

佐伯市では、子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通して生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることを目指して、「第1次計画」の趣旨を引き継ぎ、3つの基本理念のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

■基本理念

- (1) 豊かな心で「生きる力」を育む
- (2) 言葉や考える力を「学ぶ」
- (3) 人が「活き」「育つ」環境づくり

3 基本目標

■基本目標

- (1) 子どもの発達段階に応じた取組の充実
～乳幼児期からの読書習慣の形成～
- (2) 読書への関心・意欲を高める取組の充実
～子どもの主体的な読書活動を支えるための取組～
- (3) 家庭・地域・学校を通じた社会全体の取組
～子どもと本を結ぶ架け橋となる人材の育成～
- (4) 読書環境の整備と充実
～いつでもどこでも本を身近に感じることができる環境づくり～
- (5) 読書活動の普及啓発活動の推進
～若い世代からのアプローチを含めた読書の良さの啓発活動～

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するためには、家庭・地域・学校において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもたちの感性を磨くための多様な図書資料の整備が重要です。特に子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関及び民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体の取組

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は子どもの生活習慣を育む場であり、保護者による読み聞かせ等により初めて本やお話と出会う場でもあります。

この場において、子どもたちが読書を親しみ、自ら読書に親しむことができるよう、保護者が意識し継続的に子どもの読書習慣を育てていくことが非常に重要です。そのため、家庭では、まず保護者が、読書に対する理解を深め、自ら読書を親しむことが大切です。そのうえで、様々な情報を得ながら、子どもの発達に応じ、子どもとの楽しい触れあいの中で、読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだりするなどの「読書の時間」をつくるよう努力していくことが求められます。一冊の本を通して広がる子どもの想像力を家庭が支えていきます。

●具体的な取組●

①家庭教育講座の開設

家庭教育講座等の開催により保護者に対し、子どもの読書活動の重要性について、普及啓発に努めます。

②広報誌等を通じた読書活動の啓発

乳幼児期からの読み聞かせや読書活動の重要性などについて、広報誌やホームページ等を通じて、積極的に紹介します。

③乳幼児のいる家庭での読書環境の充実

乳児健康診査時において、保健師、ボランティア、図書館が連携し、保護者に対してブックスタート事業^{※1}を実施します。絵本でのふれあいを通じ、親子の愛着形成を促します。また、読み聞かせ、絵本の選び方、おすすめの絵本の紹介等が行われるよう促します。

※1 市の健康増進課が行う事業。乳児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す取組。

④子育て支援事業の取組

「おおいた子育てほっとクーポン」※2を配布し、読み聞かせ絵本の購入費用の助成を行います。



▲ブックスタート事業の様子

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

＜市立図書館における子どもの読書活動の推進＞

図書館は、地域における子どもの読書活動の中核となる施設であり、子どもが多くの本と出会い、読書の楽しさを広げる場です。子どもが楽しい時間を過ごし、多くの本に触れ、おはなし会などのイベントに参加し、職員と本や読書のことについて情報交換等を行うことはとても重要なことです。

そのため、図書館においては、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、子どもの読書活動の充実のため、定期的なおはなし会や読み聞かせ会をはじめとする読書習慣等におけるイベントの実施、あるいは、発達段階に応じた様々な取組を積極的に行うといったことなどが求められます。

●具体的な取組●

①子どもの読書に関わるボランティアの育成

図書館では学校図書館の活動を支援するボランティア、図書館の様々な行事を支援するボランティアの育成と研修会の企画、そして読み聞かせや図書の整理、環境整備等を通して地域の子どもの読書活動を支えます。また、地元の読み聞かせグループと連携し、読み聞かせを実施します。

※2 大分県と県内市町村において、子どもを養育する家庭に対して、子育て支援サービスに利用できるクーポンを配布する取組。

②調べ学習、読書感想文等の薦め

学校、家庭と連携をしながら図書を活用した調べ学習、読書感想文に力を入れています。学校の授業や夏休みに個人や親子で調べた事柄、読書感想文を図書館で募集します。また、その作品を広く知らせ、資料を通してふるさとの歴史や自然の不思議を追求する楽しさ、読書を通して学ぶことの大切さを伝えます。

③移動図書館車（こぐま号）による読書活動の推進

移動図書館車は図書館から遠方の地域や児童施設、小学校、公民館、高齢者施設等、市民の読書環境を充実させるために大きな役割を果たします。子どもが読書に親しむ機会を増やし、読書活動を推進します。

④学校図書館、公民館との連携

子どもが読みたい本と出会えるよう、学校図書館にない図書や授業で子ども達に必要な図書など、学校からの要望に応じた団体貸出や図書資料の購入に努めるとともに、学校図書館司書補と連携し、充実した図書館運営に努めます。また、図書数の少ない地域の公民館へ定期的に図書の貸し出しを行い、子ども達の読書活動の推進に努めます。

⑤読書の楽しさを伝える行事の推進

図書館では子どもや大人を対象とした行事を通して読み聞かせおはなし会やブックトーク※³などを行い、本の魅力、子どもの心に伝わる本の読み方などについての企画を行っています。読書習慣は小さい頃からの本との出会いがスタートであることを様々な機会を通して伝えていくよう努めていきます。

⑥広報と読書推進の啓発

図書館だより、市報、ホームページ、SNSなどを通じて、子どもの本や読書活動に関する情報を広く発信します。

⑦電子図書館サービスの推進

居住地等の事情により図書館への来館が困難な子どもたちに対して、いつでもどこでも利用できる電子図書館サービスを推進します。また、電子図書館について広く周知し、利用促進に努めます。



▲移動図書館車「こぐま号」



▲絵本の読み聞かせの様子

※³ 1つのテーマに沿って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさをしてもらうための手法。

＜公民館や児童施設等での子どもの読書活動の推進＞

公民館や児童施設は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設です。子どもと本が出会い親しむ機会を提供し、子どもの読書について気軽に相談できる場所となるよう環境整備に努めるとともに、読書活動の意義や重要性の普及啓発に努めます。

●具体的な取組●

①読書に親しむ機会の充実

地域の読み聞かせボランティア等と連携し、読み聞かせやおはなし会を実施し、子どもが本と親しむ機会を充実させます。

②図書の整備・充実

蔵書の不足を補うため、市立図書館や県立図書館での団体貸出サービスの利用を図り、市民がより多くの本との出会いができるよう努めます。



▲公民館図書室の絵本コーナー

(3) 保育所（園）・こども園・幼稚園における子どもの読書活動の推進

乳幼児期に多くの絵本や物語に触れることは、子どもが言葉を学び、創造力を高めるのに欠かせないことです。保育所（園）や幼稚園では、職員による日常的な読み聞かせや、読み聞かせボランティアと連携した保護者への読み聞かせを行うなど、子どもがいつでも本に触れあうことができる環境づくりが求められます。

●具体的な取組●

①絵本との出会いの場の充実

職員による絵本や紙芝居の日常的な読み聞かせとともに、読み聞かせボランティア等と連携した読み聞かせやおはなし会を行います。また、家庭に絵本の貸し出しを行い、絵本との出会いを育みます。

②市立図書館との連携

市立図書館の団体貸出制度や移動図書館「こぐま号」を活用し、子どもたちが様々な絵本に出会う機会を増やします。

(4) 学校における子どもの読書活動の推進

学校は、子どもが多く時間を過ごし、読書への興味関心や読書習慣を育んでいく重要な場です。そのため、学校においては、子どもの読書活動について、長期的な展望に立った計画を立て、教科等において着実な推進を図るとともに、地域の読み聞かせボランティア等との連携により、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めることが求められます。

●具体的な取組●

①学校図書館の整備・充実

学校図書館司書補、司書教諭、図書館担当者、地域の図書ボランティア等と連携し、児童生徒に親しみやすい学校図書館の整備・充実に努めます。学年に応じた本や調べ学習に活用できる本の購入や、季節や学校行事、各教科等の内容に応じた特設コーナーの設置を行います。

②学校図書館の活用・推進

各教科等における学校図書館の計画的な活用に向けた授業づくりの支援に取り組み、児童生徒の自主的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

③読書活動の充実

子どもたちが読書に親しむ機会を提供し、読書への興味関心を高めるため、小・中学校における「朝読書」の取組を推奨します。また、読み聞かせボランティア等の地域人材を活用し、読み聞かせやブックトーク等の読書活動を行います。

④学校図書館司書補の配置と連携

読書環境の整備及び学校図書館を活用した授業づくりを支援する役割を担う学校図書館司書補の継続配置に努めます。また、学校図書館司書補と学校担当者との連携の強化や司書補間での定期的な連絡会を開催し、情報交換を行います。

⑤市立図書館との連携

子どもたちがより身近に本に親しむため、市立図書館の団体貸出の活用や、移動図書館「こぐま号」の利用を推進します。また、職場体験や図書館見学を実施するなど、市立図書館の利用促進や読書への興味・関心を高めるための取組を行います。

2 読書環境の整備と充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域や読書活動を楽しむ図書館があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されている必要があります。図書資料や情報検索システムの充実、専門的な知識を持った司書、学校図書館司書補の配置、あるいは市全般にわたる平等なサービスが行われるよう取り組んでいくことが必要です。

●具体的な取組●

①読書環境の整備

市立図書館や学校図書館、公民館では、市民や児童生徒が行きたくるように、施設・設備の充実を図ります。年齢や発達段階に応じた様々な絵本や紙芝居の整備や、子どもが自由に本を手に取りやすい図書室や図書コーナーのレイアウトの工夫などを行い、子どもが気軽に本に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。また、乳幼児・妊産婦等に配慮した環境づくりに努めるとともに、あらゆる障がいに応じた読書活動のための補助用具の整備・活用に努めます。

②図書及び資料等の充実

市立図書館、学校図書館、公民館等において、必要な予算を講じ、図書資料の充実を図るよう働きかけます。また、情報が古くなった資料等の適正な更新を促します。さらに、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達団体に応じた図書資料等の選定に努めます。

③人づくり及び時間づくりの促進

子どもと本をつなぐには、専門的知識を持った司書教諭や学校図書館司書補の助言や支援が必要です。また、図書館や学校等において、学校図書館ボランティアや地域の読み聞かせボランティアの育成を図りながら、子どもが本を読む時間を増やしていけるよう努めます。



▲学校図書館でのおすすめ本コーナー



▲学校図書館ボランティア研修会

3 読書活動の普及啓発の推進

子どもの読書活動を推進するうえで、関係する情報や顕著な事例等を、広報媒体等を活用し、市民に広く啓発していくことはとても重要です。同時に、子どもから大人までが集い、参加者みんなが、読書に関わる催し物を楽しむことを通して、子どもの読書の必要性や重要性について再認識したり深く考えたりする機会があることも、また意味のあることです。

そのため、行政機関においては、子どもたちの読書活動に関する情報を定期的に収集し、広く啓発広報を行うとともに、それらの情報について、地域、学校、図書館等において有効活用されるよう啓発を図っていく必要があります。併せて、「子ども読書の日」（4月23日）をはじめ、読書週間等において、関係機関などで、地域の実態等を考慮した特色のある催し物が実施されることも望まれます。

●具体的な取組●

①子ども読書週間を中心とした広報・啓発

「子ども読書の日」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を市民に広報し、子どもが読書に親しむことを目的とした行事を開催し、子どもの読書活動の活発化を図ります。

②各種活動の情報収集・提供

読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るため、リーフレットや広報誌の発行、マスメディア等を通じて、広く市民に情報提供を行います。また、市内で本の閲覧・貸出ができる場所や施設を紹介するリーフレット等を作成・配布し、本に出会える場所の情報を提供します。

③子どもの読書への興味・関心を高める取組の充実

子どもの読書への関心を高めるためには、子ども同士で行う読書活動がとても重要です。そのため、市立図書館や学校において、ビブリオバトル^{※4}等を実施したり、読書の楽しさを友だちと共有し、読書活動の幅を広げる子ども司書（子ども読書リーダー）^{※5}の育成などの取組を推進します。



▲子ども司書の活動の様子

※4 自分がみんなに読んでほしいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介し、2、3分間全員でディスカッションをする。その後、「どの本が一番読みたくなったか」を基準にチャンプ本を決めるもの。

※5 大分県と共催で読書リーダーを育成する取組。1年間の研修を経て、県から認定される。さまざまな読書活動を体験・実践しながら、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組。

第5章 計画の数値目標と推進施策の効果的な実施に向けて

子どもの読書活動の推進するために、令和8年度までの目標指数を定めます。
なお、指数は、「さいきまなびプラン2017～2026」の指数と合わせながら検討します。

1 計画の数値目標

評価指標	基準値	目標数値
学校図書館司書補の配置	令和2年度 10人	令和8年度 <u>13人</u>
学校図書館支援ボランティアの数	令和2年度 282人	令和8年度 <u>300人</u>
1か月に3冊以上本を読む 児童生徒の割合	令和2年度 小学校・・・75% 中学校・・・34%	令和8年度 小学校・・・ <u>80%</u> 中学校・・・ <u>50%</u>
市立図書館における貸出 利用者数（18歳以下）	令和2年度 10,850人	令和8年度 <u>15,000人</u>
市立図書館における1人 あたりの貸出冊数（18歳 以下）	令和2年度 5.4冊	令和8年度 <u>7.0冊</u>
子ども司書養成数（累計）	令和2年度 50人	令和8年度 <u>135人</u>

2 推進体制の整備

行政、学校、図書館、児童の育成団体等の関係者と、子どもの読書活動における情報交換会等を行い、施策の効果的な推進に努めます。

3 計画の進行管理

本計画の効果的な実現をはかるために、施策の進捗状況や目標指数の達成状況等を教育委員会で検証し、関係機関との協議を行いながら、必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

資料編

- 1 第2次佐伯市子ども読書活動推進計画概要版
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 佐伯市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

第2次佐伯市子ども読書活動推進計画 概要版

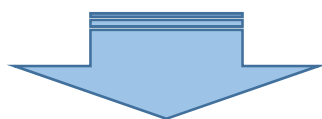
背景

《国の基本計画》

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月）
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）
- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月）

《大分県の計画》

- ・大分県子ども読書活動推進計画（平成16年2月）
- ・第4次大分県子ども読書活動推進計画（令和2年3月）



計画の目的

子どもの読書活動の重要性を認識し、未来をつくる子どもたちへ「読書の楽しさ」を伝えることが、本計画策定の目的です。

基本理念

- （1）豊かな心で「生きる力」を育む
- （2）言葉や考える力を「学ぶ」
- （3）人が「生き」「育つ」環境づくり

計画の期間・対象

＜期間＞

令和4年度～令和8年度まで

＜対象＞

おおむね0歳から18歳までの子ども

基本目標

- 1 発達段階に応じた読書習慣の形成に向けた取組
～乳幼児期からの読書習慣の形成～
- 2 読書への関心・意欲を高める取組の充実
～子どもの主体的な読書活動を支えるための取組～
- 3 家庭・地域・学校等を通じた社会全体の取組
～子どもと本を結ぶ架け橋となる人材の育成～
- 4 読書環境の整備と充実
～いつでもどこでも本を身近に感じることができる環境づくり～
- 5 読書活動の普及啓発活動の推進
～若い世代からのアプローチを含めた読書の良さの啓発活動～

1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体の取組

家庭における取組

- ①家庭教育講座の開設
- ②広報誌等を通じた読書活動の啓発
- ③乳幼児のいる家庭での読書環境の充実
- ④子育て支援事業の取組

地域における取組

<市立図書館での取組>

- ①子どもの読書に関わるボランティアの育成
- ②調べ学習、読書感想文等の薦め
- ③移動図書館車による読書活動の推進
- ④学校図書館、公民館との連携
- ⑤読書の楽しさを伝える行事の推進
- ⑥広報と読書推進の啓発
- ⑦電子図書館サービスの推進

<公民館や児童施設等での取組>

- ①読書に親しむ機会の充実
- ②図書の整備・充実

保育所（園）・こども園・幼稚園における取組

- ①絵本との出会いの場の充実
- ②市立図書館との連携

学校における取組

- ①学校図書館の整備・充実
- ②学校図書館の活用・推進
- ③読書活動の充実
- ④学校図書館司書補の配置と連携
- ⑤市立図書館との連携

2 読書環境の整備と充実

- ①読書環境の整備
- ②図書及び資料等の充実
- ③人づくり及び時間づくりの促進

3 読書活動の普及啓発の推進

- ①子ども読書週間を中心とした広報・啓発
- ②各種活動の情報収集・提供
- ③子どもの読書への興味・関心を高める取組の充実

数値目標

評価指数	基準値（令和2年度）	目標数値（令和8年度）
学校図書館司書補の配置	10人	<u>13人</u>
学校図書館支援ボランティアの数	282人	<u>300人</u>
1か月に3冊以上本を読む児童生徒の割合	小学校・・・75% 中学校・・・34%	小学校・・・ <u>80%</u> 中学校・・・ <u>50%</u>
市立図書館における貸出利用者数（18歳以下）	10,850人	<u>15,000人</u>
市立図書館における1人あたりの貸出冊数（18歳以下）	5.4冊	<u>7冊</u>
子ども司書養成数（累計）	50人	<u>135人</u>

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施さ

れるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 佐伯市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 9 月 1 日

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）第 2 条の基本理念にのっとり、佐伯市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、佐伯市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、推進計画策定のために必要な事項を協議し、その結果を教育長に報告する。

（組織）

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は 11 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- （1）市立図書館代表
- （2）校長代表
- （3）読み聞かせ連絡協議会代表
- （4）学校図書館担当教諭代表
- （5）学校図書館司書補代表
- （6）保育所・子ども園・幼稚園代表
- （7）放課後児童クラブ代表
- （8）公民館代表

（任期）

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱又は任命する日から推進計画策定までとする。ただし、任期途中で委員の欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の任期が終了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（経費）

第7条 策定委員会の運営のための必要な経費は、佐伯市教育委員会の予算から支出する。

（庶務）

第8条 策定委員会の事務局を、佐伯市教育委員会社会教育課内におき、庶務を担当する。

（その他）

第9条 この要綱を定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第2次佐伯市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿

	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	田中 淳子	市立図書館代表	三浦造船佐伯図書館 館長
2	委員	三原 容子	市立図書館代表	三浦造船佐伯図書館 主任司書
3	委員	岡田 豊	校長会代表	本匠小学校 校長
4	副委員長	東 雅子	読み聞かせ連絡協議会代表	読み聞かせ連絡協議会 副会長
5	委員	田宮 大介	学校図書館担当教諭代表	八幡小学校 教諭
6	委員	團塚 真美	学校図書館司書補代表	佐伯城南中学校 学校図書館司書補
7	委員	谷川 加代子	保育所・こども園・幼稚園代表	にじいろこども園 園長
8	委員	房前 美奈	保育所・こども園・幼稚園代表	ほんじょうこども園 保育士
9	委員	山崎 美土子	放課後児童クラブ代表	にじの丘児童クラブ 指導員
10	委員	河野 亜紀	公民館代表	上浦地区公民館 社会教育推進員